

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会

令和2年度 第3回 協議会 次第

日時：令和3年3月19日（金）13時30分

場所：松本市 梓川支所 2階 大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 協議事項

- (1) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会会長及び副会長の選出等について
- (2) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会監事の選出について
- (3) 令和3年度松本障害保健福祉圏域各事業収入支出予算について
- (4) 令和3年度松本障害保健福祉圏域相談支援事業各相談支援センター事業計画
- (5) 長野県自立支援協議会 圏域代表委員の推薦について

4 報告事項

- (1) 松本圏域第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画について
- (2) 令和2年度第4回 幹事会報告
- (3) 令和2年度前期巡回評価報告
- (4) 令和2年度第2回長野県自立支援協議会報告

5 連絡事項

- (1) 松本障害保健福祉自立支援協議会 令和3年度年間予定について

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 委員名簿

所属・職名	氏名	備考
松本圏域障害者基幹相談支援センター 所長・機能強化コーディネーター	片桐 政勝	
松本圏域障害者総合相談支援センターあるぶ 所長・コーディネーター	寺島 康一	
松本圏域障害者総合相談支援センターWish 所長・コーディネーター	川上 巧	
松本圏域障害者総合相談支援センターボイス 所長・コーディネーター	北澤 智霞	
社会医療法人 城西医療財団 城西病院 総事務局長	澤谷 富秋	欠
一般社団法人 ぴあねっと・まつもと 所長代表理事	降幡 和彦	欠
特定非営利活動法人 ハートラインまつもと 理事長	岩井 和子	欠
社会福祉法人 安曇野福祉協会 理事長	清澤 仁一	欠
社会福祉法人 中信社会福祉協会 理事長	渡辺 明	
社会福祉法人 りんどう信濃会 穂高悠生寮 施設長	竹澤 一弘	
社会福祉法人 誠心福祉協会 理事長	関原 史人	欠
社会福祉法人 信濃友愛会 理事長	櫻井 俊夫	代理 常務理事 赤羽信行
社会福祉法人 アルプス福祉会 理事長	飯沼 寿太郎	欠
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 信濃学園 所長	長田 基佳	
特定非営利活動法人 ケ・セラ 理事長	西村 昭太	
特定非営利活動 グループホーム 夢ハウス城山の会 副理事長	五郎丸 優子	欠
特定非営利活動 グランド・リッシュ 理事長	望月 美輪	
長野県松本養護学校 校長	勝又 和彦	欠
長野県安曇養護学校 教頭	乾 由理子	欠
社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 常務理事	高山 満	欠
社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会 常務理事	小池 晴夫	
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	藤松 兼次	欠
社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 局長	小林 司	欠
松本公共職業安定所 統括職業指導官	小林 浩人	
松本市 障害福祉課 課長	武井 義正	
塩尻市 福祉課 課長	青木 薫	
安曇野市 福祉課 課長	矢口 泰	
麻績村 住民課 課長	森山 正一	
生坂村 健康福祉課 課長	山本 かづ子	欠
山形村 保健福祉課 課長	篠原 雅彦	
朝日村 住民福祉課 課長	上條 文枝	
筑北村 住民福祉課 課長	堀内 克美	
松本広域連合 福祉・地域課 課長	山崎 浩明	
松本保健福祉事務所 福祉課 福祉課長	湯浅 明	代理 福祉係長 中澤 秀二
身体障害当事者・団体の代表者又はその家族 松本市身体障害者福祉協会 会長	飯沼 勝浩	
知的障害当事者・団体の代表者又はその家族 長野県知的障害者育成会 東筑摩郡会長	斉藤 勝則	欠
精神障害当事者・団体の代表者又はその家族 松の会 会長	小泉 信司	
松本市 障害福祉課 課長補佐	澤田 昌宏	
安曇野市 福祉課 係長	深井 恵子	
山形村 保健福祉課 課長補佐	中村 光	
松本圏域自立支援協議会事務局 (社会福祉法人 中信社会福祉協会)	奥原 和彦	
	板花 智美	
	吉澤 綾	

協議事項 1

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会会長及び副会長の選出等について

1 趣 旨

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱 第 4 条において会長及び副会長の任期は 2 年と定められ、今年度任期満了となる為、新年度の会長及び副会長を選出するものです。

2 選出根拠

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱第 4 条

2 会長は、委員の互選によって選出し、任期は 2 年とする。

3 副会長は、会長の指名によって選出し、会長を補佐する。任期は 2 年とする。

3 任 期

令和 3 年 4 月 1 日から 2 年間

4 会長の選出方法について（案）

(1) 選考委員会を組織して選考委員会の中で候補者を選出することとします。

(2) 選考委員会は、次の各委員において組織します。選考委員は、協議会委員名簿から事業種別に分け、その構成機関数から算出し選出しました。

ア 各相談支援センター	1 人
イ 福祉事業所	3 人
ウ 養護学校	1 人
エ 行政機関	2 人
オ 当事者団体	1 人

5 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局体制について

令和 3 年度については、事務の継続性に鑑み社会福祉法人中信社会福祉協会が引き続き担当することとし、令和 4 年度以降の体制については、別途協議することとします。

協議事項 2

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会監事の選出について

1 趣 旨

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱第10条において、監事の任期が2年と定められ、今年度任期満了となる為、新年度の監事を選出するものです。

2 選出根拠

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱第10条

2 協議会に庶務の監査を行う監事を置く。監事は委員のうち市町村より1名、指定相談支援事業所より1名を委員の互選にて選出し、任期は2年とする。

3 任 期

令和3年4月1日から2年間

4 選出方法について（案）

(1) 従前の慣例に基づき、輪番制によって選出します。(別紙 P3)

(2) 候補者

ア 行政担当 朝日村住民福祉課 課長

イ 福祉事業所担当 社会福祉法人 信濃友愛会 代表者

幹事長等輪番表

別表

① 松本市 ② 塩尻市 ③ 安曇野市 ④ 麻績村 ⑤ 生坂村 ⑥ 山形村 ⑦ 朝日村 ⑧ 筑北村

年度	市町村 部会長	監事 (代表法人・事務局監査)		総合3センター評価委員			基幹センター評価委員			障害者差別解消 支援地域協議会	長野県 自立支援協議会
		村部	福祉事業所	あるふ (安曇野市)	Wish (松本市)	ボイス (塩尻市)	市	村	福祉課代表		
2020	生坂村	山形村	福祉事業所	麻績村	生坂村	山形村	松本市	朝日村	福祉課代表	1年毎 8市村	2年ごと 3市持ち回り
2021	生坂村	朝日村	福祉事業所	生坂村	麻績村	朝日村	塩尻市	筑北村	保健福祉事務所	安曇野市	安曇野市
2022	筑北村	朝日村	福祉事業所	筑北村	朝日村	山形村	安曇野市	生坂村	保健福祉事務所	麻績村	松本市
2023	筑北村	麻績村	福祉事業所	麻績村	生坂村	朝日村	松本市	山形村	保健福祉事務所	生坂村	松本市
2024	麻績村	麻績村	福祉事業所	生坂村	筑北村	山形村	塩尻市	麻績村	保健福祉事務所	山形村	塩尻市
2025	麻績村	生坂村	福祉事業所	筑北村	麻績村	朝日村	安曇野市	生坂村	保健福祉事務所	朝日村	塩尻市
2026	山形村	生坂村	福祉事業所	麻績村	筑北村	山形村	松本市	朝日村	保健福祉事務所	筑北村	安曇野市
2027	山形村	筑北村	福祉事業所	生坂村	山形村	朝日村	塩尻市	筑北村	保健福祉事務所	塩尻市	安曇野市
2028	朝日村	筑北村	福祉事業所	筑北村	朝日村	山形村	安曇野市	麻績村	保健福祉事務所	松本市	松本市
2029	朝日村	山形村	福祉事業所	麻績村	筑北村	朝日村	松本市	山形村	保健福祉事務所	安曇野市	松本市
2030	麻績村	山形村	福祉事業所	生坂村	麻績村	山形村	塩尻市	朝日村	保健福祉事務所	麻績村	塩尻市

- ・ 市町村部会長は、村部で持ち回り
- ・ 監事は、村部・福祉事業所で持ち回り
- ・ 総合3センター巡回評価 あるふ(安曇野市+④⑤⑥)・ボイス(塩尻市+⑦⑧)・Wishは、あるふ・ボイス以外の村で基幹の評価委員とダブらないようにする
- ・ 基幹センター巡回評価 市 ①～③の順
- ・ 県自立支援協議会は、2年ごと3市で持ち回り

協議事項 3

令和3年度 松本障害保健福祉圏域各事業収入支出予算について

1 趣 旨

令和3年度松本障害保健福祉圏域各事業の収入支出予算について協議するものです。

2 収入支出予算 (別紙 P5 ~P7)

- (1) 松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業
- (2) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局
- (3) 松本障害保健福祉圏域障がい者相談支援事業

令和3年度 松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター事業収入支出予算

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

代表法人名： 特定非営利活動法人 ハートライン

【収入の部】

単位：円

内 訳	金 額	摘 要
委託料収入		松本圏域8市村委託料分
委託料（機能強化コーディネーター、事務員）	18,000,000	
自立支援協議会事務局 委託料	5,100,000	別紙 内訳予算のとおり
基幹相談支援センター代表法人委託料	370,000	
小 計	23,470,000	
事業費等収入		
基幹センター運営費	951,000	
人材育成に係る費用	200,000	
情報発信に係る費用	99,000	
小計	1,250,000	
合計	24,720,000	

【支出の部】

単位：円

内 訳	金 額	摘 要
再委託料		
業務委託費	18,000,000	基幹相談支援センター 構成法人再委託料分
自立支援協議会事務局	5,100,000	別紙 内訳予算のとおり
基幹相談支援センター代表法人委託料	370,000	人件費及び事務費
小 計	23,470,000	
事業費等支出		
基幹相談支援センター運営費	951,000	
内訳	30,000	備品購入費
	492,000	リース料
	396,000	公用車駐車場代
	33,000	支払い手数料
人材育成に係る費用	200,000	
内訳	120,000	行動障害児者支援研修等
	40,000	事例検討提供者謝礼
	30,000	自立支援協議会研修等
	10,000	資料印刷代
情報発信に係る費用	99,000	
内訳	59,000	自立支援協議会ホームページ経費
	40,000	ZOOMホスト費用等
小 計	1,250,000	
支出合計	24,720,000	

(別紙 内訳)

令和3年度 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局予算

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

事務局：社会福祉法人中信社会福祉協会

【収入の部】

単位：円

科目	金額	摘要
委託料収入	5,100,000	松本圏域8市村委託料分
収入合計	5,100,000	

【支出の部】

単位：円

科目	金額	摘要
人件費支出	4,775,000	基本給、諸手当、共済掛金、保険等
事業費		
車両費	50,000	ガソリン代
小計	50,000	
事務費		
旅費	10,000	
消耗品費	30,000	事務用品等
印刷製本費	55,000	資料印刷
通信運搬費	125,000	固定電話料金等
賃借料	40,000	事務所
手数料	15,000	振込手数料
小計	275,000	
支出合計	5,100,000	

令和3年度 松本障害保健福祉圏域障がい者相談支援事業収入支出予算

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

代表法人名：社会福祉法人中信社会福祉協会

【収入の部】

単位：円

科目	金額	摘要
委託料収入		松本圏域8市村委託料分
委託料（コーディネーター）	43,500,000	
総合相談支援センター 代表法人 委託料	370,000	
収入合計	43,870,000	

【支出の部】

単位：円

科目	金額	摘要
再委託料		
業務委託費	43,500,000	総合相談支援センター構成法人再委託料分
小計	43,500,000	
人件費（代表法人分）	264,000	
事業費（代表法人分）		
車両費	48,000	ガソリン代
小計	48,000	
事務費（代表法人分）		
消耗品費	20,000	事務用品
印刷製本費	5,000	資料印刷
通信運搬費	7,000	固定電話料金等
手数料	21,000	委託費振り込み手数料
保守料	5,000	コピーカウンター料
小計	58,000	
支出合計	43,870,000	

協議事項 4

令和3年度松本障害保健福祉圏域相談支援事業各相談支援センター事業計画

1 趣 旨

令和3年度松本障害保健福祉圏域相談支援事業各相談支援センターの事業計画について協議するものです。

2 事業計画 (別紙 P9 ~ P16)

- (1) 松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター
- (2) 松本障害保健福祉圏域総合相談支援センターあるふ
- (3) 松本障害保健福祉圏域総合相談支援センターWish
- (4) 松本障害保健福祉圏域総合相談支援センターボイス

令和3年度 松本圏域障がい者基幹相談支援センター事業計画（案）

1 基本方針

圏域の第6期障害福祉計画(令和3年年度～令和5年度)では、地域生活支援拠点等の機能の充実、医療的ケア児等に対する支援の協議、強度行動障害児者に対する支援の協議、相談支援体制の充実・強化に向けた協議が重点項目として挙げられています。基幹相談支援センターの事業計画では、これらを取組の柱として計画を作成しました。

2 事業目標

- (1) 相談支援体制の充実強化に向けた協議
- (2) 医療的ケアのある方の支援の充実
- (3) 行動障害のある方への支援の充実
- (4) 地域生活拠点等の機能の充実
- (5) 圏域事業所連絡会の開催
- (6) エリア毎の連絡会開催
- (7) 自立支援協議会事務局

3 実施事業の概要

- (1) 相談支援体制の充実強化に向けた協議
相談支援体制検討プロジェクトへ参加
- (2) 医療的ケアのある方の支援の充実
 - ア 重症心身障害児者利用事業所連絡会の開催
 - イ 重症心身障害児者利用事業所見学ツアー兼共生型サービス説明会の実施
- (3) 行動障害のある方への支援の充実
 - ア 事例検討会 web 開催
 - イ 映画上映会&シンポジウム 小規模実施
- (4) 地域生活拠点等の機能の充実
 - ア 緊急時対応台帳の整備
登録希望者への聞き取りと台帳整備
 - イ ひとり暮らし体験事業
事前会議・振り返り会議の実施
- (5) 圏域事業所連絡会の開催
 - ア 退院支援関係機関連絡会の開催
 - イ 居住支援関係機関連絡会の開催
 - ウ 児童養護施設との連絡会の開催
- (6) エリア毎の連絡会開催
 - ア 行政との連絡会
 - イ 事業所連絡会
- (7) 自立支援協議会事務局
 - ア 自立支援協議会事務局の運営
 - イ ホームページの更新

令和3年度 松本圏域障害者総合相談支援センターあるぷ 事業計画（案）

1 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

2 事業目標

(1) 障害者相談支援事業の実施

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。

当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。

(2) 相談支援の充実

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のバックアップを実施します。

また、ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業者の連携強化やスキルアップを図り、相談支援の充実に努めます。

あわせて、担当エリア内の福祉サービス事業所等の連絡会の開催や参加を通じて、地域の支援力の向上に向けた取り組みを実施します。

(3) 関係機関との連携強化

市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。また、その内容を自立支援協議会等にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。

3 実施事業の概要

(1) 総合的・専門的な相談の実施

ア 担当エリア（安曇野市・生坂村・筑北村・麻績村）における障がい者・児等の当事者や家族、関係者等からの相談窓口

イ 障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）

ウ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

エ 社会生活力を高めるための支援

オ 権利擁護のために必要な支援

カ 専門機関の紹介

(2) その他障がい者基幹相談支援センターと一体的に行っていく必要がある事業

4 その他の事業

(1) 長野県障がい児療育等支援事業

- ・療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。
- ・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。
- ・保護者向けの企画や研修、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をしていきます。
- ・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。
- ・親の会等との連携を図ります。

(2) 地域連携促進コーディネーター事業

- ・地域と障がい者就労施設の連携を深める地域連携促進コーディネーターを配置し、事業所の計画的な工賃アップの取り組みを支援します。
- ・共同受注等の強化支援として、民間専門技能等の活用を促進します。
- ・工賃向上計画策定と事業所間連携促進のため、工賃向上計画セミナー等の開催します。
- ・障がい者の農業就労チャレンジ事業として、農業者と障がい者就労施設を結び付けて、就労の場の創出・拡大を図ります。

5 その他取り組み事業

(1) 企画事業

- ア 安曇野地域ケアマネジメント連絡会の定期的な開催（毎月 開催予定）
- イ 安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会の開催
- ウ 主に若年層を対象としたひきこもりの当事者・家族会の開催

(2) 連携事業

- ア 「安曇野市精神障がい者社会復帰施設等連絡会」への参加、協力
- イ 「地域で共に生きようフェスティバル実行委員会」への参加、協力
- ウ 「中信地区グループホーム世話人研修会・実行委員会」への協力
- エ 「高次脳機能障害 グループワーク ピンポ～ンの会」への参加、協力
- オ 「Mash Up 松本大北圏域就労移行支援事業所連絡会」への参加、協力
- カ 「安曇養護学校評議員会」への参加、協力
- キ 「特別支援教育コーディネーター連絡会」への参加、協力
- ク 「特別支援学校拡大連絡会」への参加、協力
- ケ 「安曇野市不登校対策推進チーム連絡会」への参加、協力
- コ 当事者会・親の会などへの参加、協力
- サ 日中活動の場や居場所・仲間作りの場などについて関係機関と連携し検討を図る
- シ 関係団体等が実施する研修会やセミナーの参加、協力
- ス 圏域全体で実施する事業所連絡会への参加、協力

(3) 会議等

- ア スタッフ会議
- イ 事例検討会

- ウ 筑北三村連絡会
- エ 安曇野市と総合相談支援センターとの連絡会（予定）
- オ センター等連絡会
- カ 自立支援協議会に関わる会議

令和3年度 松本圏域障がい者総合相談支援センターWish 事業計画（案）

1 基本方針

- (1) 障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、権利擁護のための支援、その他必要な支援を行います。
- (2) 障害者等の福祉に関する課題を関係機関と協働して取り組みます。
- (3) 県委託職員（療育コーディネーター）配置のメリットを生かし、こどもから大人まで切れ目なくつなぐ支援を行います。

2 事業目標

(1) 障害者相談支援事業の実施

ア 障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。

イ 当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。

(2) 相談支援の充実

ア 計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のバックアップを実施します。

イ ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業者の連携強化やスキルアップを図り、相談支援の充実に努めます。

ウ 担当エリア内の福祉サービス事業所等の連絡会の開催や参加を通じて、地域の支援力の向上に向けた取り組みを実施します。

(3) 関係機関との連携強化

市村、保健、医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。

3 実施事業の概要

(1) 総合的・専門的な相談の実施

ア 担当エリア（松本市）における障がい者・児等の当事者や家族及び関係者等からの相談窓口

イ 障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）

ウ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

エ 社会生活力を高めるための支援

オ 権利擁護のために必要な支援

カ 専門機関の紹介

(2) その他障がい者基幹相談支援センターと一体的に行っていく必要がある事業

4 その他の事業

(1) 長野県障がい児等療育支援事業

- ア 療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。
- イ 特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。
- ウ 児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。
- エ 保護者向けの企画や研修、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をして行きます。
- オ 各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。
- カ 親の会等との連携を図ります。

5 その他取り組み事業

(1) 企画事業

- ・松本市障害者本人活動支援事業
りんご会の開催（年6回程度）
余暇関連情報はっぴいペーパーの発行（年12回）
- ・長野県障がい児等療育支援事業
たんぼぼ親の会（年10回程度）

(2) 重点的取り組み

- ・センター内の質の向上として、スタッフ研修（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。
- ・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。
- ・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに行っていきます。
- ・基幹相談支援センターと総合相談支援センターの役割の明確化を行政とともに推進していきます。

令和3年度 松本圏域障害者総合相談支援センターボイス 事業計画（案）

1 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

2 事業目標

（1）障害者相談支援事業の実施

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。

当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。

（2）相談支援の充実

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のバックアップを実施します。

また、ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業者の連携強化やスキルアップを図り、相談支援の充実に努めます。

あわせて、担当エリア内の福祉サービス事業所等の連絡会の開催や参加を通じて、地域の支援力の向上に向けた取り組みを実施します。

（3）関係機関との連携強化

市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。また、その内容を自立支援協議会等にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。

3 実施事業の概要

（1）総合的・専門的な相談の実施

ア 担当エリア（塩尻市・山形村・朝日村）における障がい者・児等の当事者や家族、関係者等からの相談窓口

イ 障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）

ウ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

エ 社会生活力を高めるための支援

オ 権利擁護のために必要な支援

カ 専門機関の紹介

（2）その他障がい者基幹相談支援センターと一体的に行っていく必要がある事業

4 その他取り組み事業

(1) 企画事業

- ア 塩尻地域ケアマネジメント連絡会の定期的な開催（毎月 開催予定）
- イ 塩尻市療育ネットワーク会議の開催（年4回 開催予定）
- ウ 塩尻地域居宅介護事業所連絡会の開催（年3回 開催予定）

(2) 連携事業

- ア 「塩尻市元気っ子応援事業」への協力
- イ 「塩尻市障がい者グループホーム連絡会」への参加、協力
- ウ 「中信地区グループホーム世話人研修会・実行委員会」への協力
- エ 「高次脳機能障害 グループワーク ピンポ～ンの会」への参加、協力
- オ 「Mash Up 松本大北圏域就労移行支援事業所連絡会」への参加、協力
- カ 「精神障害者ヘルパー研修会、ボランティア講座等」への協力
- キ 「塩尻市児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所連絡会」への参加、協力
- ク 当事者会・親の会などへの参加、協力
- ケ 日中活動の場や居場所・仲間作りの場などについて関係機関と連携し検討を図る
- コ 関係団体等が実施する研修会やセミナーの参加、協力
- カ 圏域全体で実施する事業所連絡会への参加、協力

(3) 会議等

- ア スタッフ会議
- イ 事例検討会
- ウ 朝日村・山形村地域連絡会
- エ 塩尻市と総合相談支援センターとの連絡会
- オ センター連絡会
- カ 自立支援協議会に関わる会議

協議事項5

長野県自立支援協議会 圏域代表委員の推薦について

1 趣 旨

令和3年5月31日において長野県自立支援協議会圏域代表委員の任期が満了になります。第1回長野県自立支援協議会の開催が令和3年6月中旬の予定であり、本協議会の第1回が令和3年6月下旬であるため、次期の圏域代表委員について協議をするものです。

2 選出根拠 別紙 (P 18 ~ P 20)

自立支援協議会設置要綱第5条

(2) 各圏域地域自立支援協議会代表者

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任 期

令和3年6月1日から2年間

4 被推薦者 (案)

輪番制により選出するものとします。

松本市健康福祉部 障害福祉課長

5 今後の対応について

令和3年4月下旬に長野県健康福祉部障がい者支援課から長野県自立支援協議会委員の推薦依頼がある予定です。依頼を受けた後に推薦書を送付します。

長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

(委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

(再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために専門部会を置くことができる。

- 2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。
- 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第2条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。

報告事項 1

松本圏域第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画について

1 趣 旨

松本圏域第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画（案）について報告するものです。

2 障害福祉計画（案）について （別紙 P 2 1 ～ P 2 2 ）

7 松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

圏域構成市町村

松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	420,885人
身体障がい者・児数(R2.3末)	17,137人
知的障がい者・児数(R2.3末)	3,690人
精神障がい者・児数(R2.3末)	4,936人
重症心身障がい者・児数(R2.3末)	209人
小児慢性特定疾病認定者数(R2.3末)	490人
特定医療費等受給者数(R2.3末)	3,206人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8)	2,310人
医療的ケア児数(H31.4.1)	130人

小学校	54校	
中学校	38校	
特別支援学校	4校	
児童生徒数	小学部	143人
	中学部	101人
	高等部	178人
	うち訪問教育対応者	9人
	うち重度重複学級在学者	43人

※障がい児者数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

地域生活を支援・充実するため、地域の連携や地域のバックアップ体制の推進等により、圏域又は複数の市町村での対応等を関係者と協議・検討します。

【成果目標達成と共に取り組む主な具体的施策】

- 地域生活支援拠点等の機能充実の協議の継続
- 医療的ケア児等に対する支援の協議の継続
- 強度行動障がい児・者に対する支援の協議の継続
- 相談支援体制の充実・強化に向けた協議の継続

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	415人(R1年度末入所者数)	のうち 6.5%	27人移行
施設入所者の減少数	415人(R1年度末入所者数)	のうち 3.1%	13人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	41人(R1年度)	のうち 1.51倍増	62人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	24人(R1年度)	のうち 1.38倍増	33人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	4人(R1年度)	のうち 2.25倍増	9人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	12人(R1年度)	のうち 1.58倍増	19人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	43人(69%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	5事業所(83%)		
地域生活支援拠点等有する機能の充実	整備数1箇所 運用状況の検証等1年6回		
児童発達支援センターの設置	既存事業所を中心に必要に応じて体制強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を中心に体制強化		
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	15,125	16,470	16,827	17,788
生活介護	人日分 ※2	16,348	16,886	17,188	17,477
自立訓練(機能訓練)		53	53	61	64
自立訓練(生活訓練)		397	407	416	415
就労移行支援		1,644	1,877	2,030	2,187
就労継続支援(A型)		2,274	2,619	2,721	2,843
就労継続支援(B型)		18,450	19,450	19,755	20,116
就労定着支援		人分	20	31	37
療養介護	人分	92	90	91	92
短期入所(福祉型)	人日分	740	784	800	815
短期入所(医療型)	人日分	189	216	223	231
自立生活援助	人分	10	14	17	20
うち精神障がい者		5	6	7	7
共同生活援助		449	492	520	547
うち日中サービス 支援型共同生活援助 うち精神障がい者		0	6	7	8
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	-	1	1	1
施設入所支援	人分	410	408	406	403
計画相談支援		800	875	923	971
地域移行支援		3	9	9	10
うち精神障がい者		1	4	4	4
地域定着支援		11	13	13	14
うち精神障がい者		6	6	7	8
児童発達支援		人日分	1,209	1,275	1,454
医療型児童発達支援	4		4	14	14
放課後等 デイサービス	5,123		5,490	5,848	6,251
保育所等訪問支援	13		18	29	38
居宅訪問型児童発達 支援	人分	6	19	27	39
福祉型障害児入所 施設		4	5	5	6
医療型障害児入所 施設		20	19	19	20
障害児相談支援		174	202	212	224
医療的ケア児コーデ ィネーター配置人数	人	0	0	0	1
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	225	226	228
ペアレントメンターの 人数(※4)		-	20	20	20
ピアサポートの活動への 参加人数(※4)		-	5	8	13

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
生活介護	事業 所数	29	32	32	32
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)		3	3	3	3
就労移行支援		14	14	14	14
就労継続支援(A型)		7	7	7	8
就労継続支援(B型)		53	61	61	61
就労定着支援		4	4	6	6
療養介護		2	2	2	2
短期入所(福祉型)		19	22	22	22
短期入所(医療型)		2	2	2	2
自立生活援助	住居 数	3	4	4	4
共同生活援助		86	93	93	95
うち日中サービス支援 型共同生活援助		0	1	1	1
施設入所支援		9	9	9	9
特定相談支援		49	49	50	50
一般相談支援 (地域移行支援)		8	9	9	9
一般相談支援 (地域定着支援)		7	8	8	8
児童発達支援		22	24	24	24
医療型児童発達 支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス		37	41	41	41
保育所等訪問支援	事業 所数	6	7	7	7
居宅訪問型児童 発達支援		3	3	3	3
福祉型障害児入所 施設		1	1	1	1
医療型障害児入所 施設		1	1	1	1
障害児相談支援		39	40	41	42

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

報告事項 2

松本圏域自立支援協議会 令和 2 年度 第 4 回幹事会 議事録

日時：令和 3 年 2 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分

開催方法：ZOOM による Web 会議

出席者：35 人

- ・幹事の変更により、総合相談支援センターボイス 所長 北澤様 自己紹介。

1 協議事項

(1) 議題提起について（幹事会資料 P1～P6）

ア 介護保険事業者に対する共生型サービスの周知について

内容：共生型サービスの周知方法について

対応：基幹相談支援センターが企画し、医療的ケアへの対応に関心のある事業所に対して、医療的ケアのある方を受け入れている事業所の状況を見ていただく機会をつくる。

行政において事業所向けに共生型サービスについて説明する機会をつくる。

イ 医療的ケアに対応する看護師の人材育成について

内容：医療的ケアについての研修の実施について

対応：基幹相談支援センターが企画。医療的ケアのある方を受け入れている事業所の方への研修及び連絡会の実施。意見交換及び課題の検討。

ウ 就労系サービスにおける医療的ケアを要する者の受け入れについて

内容：医療的ケアがある方も就労系サービスを受けることができる体制について

対応：就労系サービス事業所の医療的ケアのある方の受け入れに状況の確認。養護学校、聾学校、盲学校において医療的ケアがある事で進路先の決定が困難な状況の把握。

エ 相談支援事業についての協議の場の設置について

内容：相談支援体制の課題の検討の場として、相談支援体制の課題の検討の場を設置。

対応：相談支援体制検討プロジェクトを設置する。

百瀬幹事) 2/4 厚生省の HP に医療的ケア児に関する報酬改定が出ているので、参考にしていただきたい。

協議事項 1 ア～ウについて承認する事とされた。

前田プロジェクトリーダー) 相談支援体制についてプロジェクトを設置し、検討の場を作る。

構成メンバー等については、資料のとおり。
池内部会長) 療育支援コーディネーターか療育コーディネーターか。
前田プロジェクトリーダー) 療育コーディネーターと訂正いたします。
協議事項1 エ 承認する事とされた。

(2) 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクトの付託期間延長について
(幹事会資料 P9)

前田プロジェクトリーダー説明

内 容：地域生活支援拠点等事業の強化・充実に向けた検討
付託期間：令和6年度第1回幹事会まで

承認する事とされた。

(3) 地域自立支援協議会検討プロジェクトの付託期間延長について
(幹事会資料 P10 P33~36)

西村プロジェクトリーダー説明

内 容：地域協議会と圏域協議会に分ける。

協議会の運営規定を整備

構成団体の見直しを行い、多くの事業者や障害当事者が関われる協議会

付託期間：令和4年度第1回幹事会まで

承認する事とされた。

(4) 地域移行部会の付託期間延長について (幹事会資料 P11)

東條部会長説明

内 容：精神科病院からの地域移行の促進に向けた取り組み

障がい者施設からの地域移行の促進に向けた取り組み

付託期間：令和4年度第1回幹事会まで

承認する事とされた。

(5) 権利擁護部会の付託期間延長について (幹事会資料 P12)

井上部会長説明

内 容：権利擁護に関する状況調査を行い課題の抽出を図る。

付託期間：令和4年度第1回幹事会まで

承認する事とされた。

(6) 「居宅介護における支援状況実態」聞き取り調査の実施について

(幹事会資料 P 1 3 ~ 1 5)

海老原部会長説明

内 容： 居宅介護事業所における支援状況実態の把握をするための聞き取り調査
(幹事会資料 P 1 5)

対象施設：圏域内居宅介護事業所 2 2 か所

承認する事とされた。

2 報告事項

(1) 松本圏域第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉について

(幹事会資料 P 1 6 ~ 1 8)

松本保健福祉事務所 中澤幹事説明

資料の訂正・P 1 7 1 現状 特定医療費等受給者数 (R2.3 末) 3184 人→3206 人
医療的ケア児数 (R2.3) → (H31.4.1)

・ P 1 8 4 活動指標及び基盤整備 ペアレントトレーニング等受講者数
R3 410 → R3 225

・ 時点の明確化→前回 (R2.3) → 今回 (R2.3 末) とした。

・ 3 成果目標 相談支援体制の充実・強化等 を 加筆

・ P 1 8 地域生活拠点等 →新たな項目

安曇養護 乾幹事) P 1 7 1 現状 特別支援学校 4 校ではなく、5 校ではないか。
中澤幹事) 圏域内に設置されている学校は、松本養護学校、寿台養護学校、盲学校、豊
学校の 4 校です。安曇養護学校は、設置場所が池田町 (大北圏域) なので、圏域
としては他圏域となる。

東條幹事) 生徒数はどのような集計か？

中澤幹事) 県の方で、圏域内にある学校数と生徒数をまとめたもの。

東條幹事) 他の圏域に通っている圏域内の生徒は人数に入っていないという解釈でよ
いのか？

中澤幹事) はい

報告事項 1 は報告を受けた。

(2) 専門部会及びプロジェクト報告 (幹事会資料 P 2 0 ~ 3 6)

各専門部会及びプロジェクトの活動報告

諏訪幹事) 日中活動の体験について圏域で統一した理解と支給の仕方については、以前開催されていた拠点整備事業プロジェクトの中の体験チームからの提案だった。結果を楽しみにしていた。長い時間をかけて協議していただいた。結果として、圏域で統一した支給には至らなかったが、今後、市町村と事業所間で検討する余地があるという事をアナウンスしていただきたい。

報告事項2は報告を受けた。

(3) 障がい者総合相談支援センター 令和2年度10月～12月実績報告について
(幹事会資料P38～P42)

総合相談支援センターの実績報告について 報告者：Wish 川上所長

- ・発達障害に関する相談
インターネット、書籍及びその他メディアにおいて発達障害に関する情報があふれている一方、専門的な受け皿がない事が課題。
- ・他県からの相談及び転入の相談
行政から全面的な支援の依頼があり、行政との連携の在り方が課題。
- ・生活困窮者・就労・住居に関する相談
あまり関わりの無かった民間の生活困窮支援機関からの相談が増加。
- ・高校からの相談
漠然と総合相談に繋がってほしいという方と、ある程度情報提供されて案内される場合など、繋がれ方に差がある。
- ・療育に関する相談
- ・ひきこもりに関する相談
専門的な支援等具体的な支援に関する整理の必要性。
- ・圏域全体
新型コロナウイルス感染症対策。
高次脳機能障害・難病・若年性認知症・地域生活に移った場合の支援について普及、啓発や社会資源を開拓していく必要がある。
児童支援に関する社会資源、支援体制の構築。

報告事項3 報告を受けた。

(4) 障がい者基幹相談支援センター 令和2年度10月～12月分実績報告について
(幹事会資料P43～46)

事業報告の項目については、事業計画に基づくもの。

- ・台帳整備事業・松本市以外の市村において広報に掲載。該当者に対しては順次台帳登

録を進めている。

- ・緊急時短期空床確保事業・・・来年度、シミュレーションしながら検討
- ・ひとり暮らし体験事業・・・利用の頻度の高い事業。来年度は利用の流れを再検討。
 - ・総合的・専門的な相談の実施・・・地域課題を抽出する仕組み。各センターや行政等と連携。ホームページの作成。
 - ・人材育成のための研修・・・法廷研修以外で企画していたが、開催に至らなかった。Webも活用し、次年度行う。
 - ・地域移行、地域定着促進への取組・・・居住支援に関してシンポジウム開催。広く活用できる支援。

報告事項4 報告を受けた。

会議事項 3

その他 ・自立支援協議会年度内予定の連絡。

報告事項3

令和2年度前期巡回評価報告

1 趣 旨

松本障害保健福祉自立支援協議会設置要綱第9条において、委託相談支援事業者の実績・運営評価を実施し、協議会に報告する。と定められている為、各総合相談支援センターと基幹相談支援センターの巡回評価報告をするものです。

2 内 容 (別紙 P29～P37)

- (1) 松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター
- (2) 松本障害保健福祉圏域総合相談支援センターあるぷ
- (3) 松本障害保健福祉圏域総合相談支援センターWish
- (4) 松本障害保健福祉圏域総合相談支援センターボイス

令和2年度前期分事業評価実施結果（松本圏域障がい者基幹相談支援センター）

- 1 実施日時及び場所
 - ・令和3年2月2日（火） 13:30～15:30
 - ・松本圏域障がい者基幹相談支援センター会議室

- 2 評価委員
 - ・松本市障害福祉課課長補佐 澤田 昌宏
 - ・朝日村住民福祉課課長補佐 北村 真美
 - ・長野県松本保健福祉事務所福祉課福祉係長 中澤 秀二 以上3名

- 3 評価対象となる事業等
 - ・松本圏域障がい者基幹相談支援センターの令和2年度前期分事業の実績・運営評価
 - ・当日の対応者
 - 松本圏域障がい者基幹相談支援センター所長 片桐 政勝 以上1名

【令和2年度前期分事業評価実施結果総括】

評価の視点：松本障害保健福祉圏域自立支援協議会で承認された令和2年度松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター事業計画に基づく前期実施状況を、自己評価を踏まえつつPDCAサイクルの視点から評価委員は評価を行いました。なお、松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター（以下「基幹センター」と記載）は令和2年度に設置され、事業開始しました。

○事業実施の状況

事業実施状況においては、次記未実施となった事業を除き、当初実施開始予定とした月（主に4月）、基幹センターの体制が整ってからとしていたものについても、前期から実施している。

地域生活支援拠点等事業コーディネーター（以下「拠点整備コーディネーター」と記載）及び居住支援員の欠員、相談支援台帳登録未実施、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、未実施となった主な事業

- ・休日夜間緊急時相談対応
- ・緊急時短期入所空床確保事業
- ・人材育成研修会の一部
- ・事業所連絡会

○総合的・専門的な相談の実施について（困難ケース等）

基幹センターの4～9月までの相談実績延人数は3,411人に対して実施している。

総合的評価

基幹センター事業計画に基づく事業の実施においては、拠点整備コーディネーター及び居住支援員の欠員や、新型コロナウイルス感染拡大防止を前提にした事業の取り組みが求められる中、基幹センターの事業は着実に開始されています。前期の事業課題に対しては、感染拡大防止上取り組みが極めて困難なもの等を除き、後期に取り組みをつなげていきます。

令和2年度前期 評価（松本圏域障がい者基幹相談支援センター）

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]

後期欄の記入 [後期に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1 取組内容

評価委員評価

取組内容	評価	後期	評価	備考
(1) 松本圏域地域生活支援拠点整備事業に関する取組				
・台帳作成及び作成要領（運用・管理・案内文等）の整備	△	◎	△	→欠員の拠点整備コーディネーターが担う内容であるが、現員が役割分担し対応。緊急時の支援が見込めない世帯を事前把握する台帳登録は知的障害者A1から取り組みを開始。市村広報誌（松本市を除く）に地域生活拠点事業を掲載し相談対応を図っている。（相談に対する取り組み：塩尻市2人、安曇野市、生坂村1人。台帳化人数は1人）
・休日、夜間の緊急相談及びかけつけの実施	×		×	
・空床確保事業のコーディネート	×		×	
・ひとり暮らし体験事業のコーディネート	○		○	→欠員の拠点整備コーディネーターが担う内容であるが、現員が役割分担し対応。事業所と連携して開始。相談は10件ほどあり、半数が体験利用につながっている。
・地域定着支援利用者のために指定一般相談支援事業所を増やす方策についての検討	×		×	
・ホームページ詳細内容の検討（自立支援協議会・基幹相談支援センター）と開設準備（ホームページ制作仕様書の作成、契約書案の準備等）、開設後の運営	○		○	→ホームページ作成業者を決定し、年度内開設に向けた取り組みを開始している。
・地域生活拠点では、一人暮らし体験事業が順調に利用されている。相談だけでは10件ほど寄せられており、実際に利用された方はその半数ほどとなっている。この事業を通じて見えてくる地域の課題（SSの必要性）にも直面しているが、障害のある人が自分の生活を考える一つの機会となっている。緊急時受入れは、各事業所で準備を頂いているが、コロナ渦ということもあり、実際の利用には至っていない。また、台帳の整備も進まなかったこともあり、利用につながっていない。後期はA1の方から台帳整備を図り、緊急時受入れの体制整備を図りたいと考える。				
(2) 地域移行支援、地域定着支援の促進				
・地域移行、地域定着の体制整備に向けたコーディネート	△		○	新型コロナウイルス感染拡大防止上から病院に訪問することに制限がある状況下、 →病院によっては退院の方向を明確にした方（継続、新規）に限って、面会、会議、外出の許可が可能となった者に対して地域移行につながる支援をしている。 →精神科病院の通院・ピアサポートの会との交流の場を通じて精神科病院からの退院支援の促進を図っている。
・精神科病院や入所施設と地域支援者の協働による、地域移行の啓発運動	△		△	
・ピアサポーターとの協働	○		○	
(3) 障がい者の居住に関する相談支援				
・住まいと暮らしに関する相談支援	△		○	欠員の居住支援員が担う内容であるが、現員が役割分担し対応している。 →機能強化と退院支援コーディネーターが対応し、総合相談支援センターWishと連携。相談件数では、前年度からの継続・新規分で実人数19人（内、退院退所支援と併せて6人）に対応。
・転居後の定着支援における関係機関との連携	△	◎	△	
・重度障がい者の住まいの在り方について、関係機関と検討	△		△	

(4) 松本圏域自立支援協議会の事務局機能		評価	後期	評価	備考
・松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の事務局機能		○		○	→スタッフ会議の実施により事務局機能は発揮されている。
(5) 研修		評価	後期	評価	備考
長野県相談支援従事者研修 インターバル研修 (初任者研修、現任者研修の期間内)		○		○	→事業計画に位置付けている法定研修である相談支援専門員研修の講師やサポートに取り組んでいる。
グループホーム世話人研修(年に1回)		×		×	
強度行動障害児者支援 実践研修 事例検討 (2～3カ月に1回定期開催)		×	◎	×	
・人材育成、学習会といった研修については、法定研修である相談支援専門員研修の講師やサポートに取り組むことができた。地域での実践を通じて人材育成を図るカリキュラムに変更となり、基幹の機能強化Coが講師として育成に携わってきた。後期は、強度行動障害に関する研修の機会を準備し、この地域の課題である行動障害のある人への支援について圏域として学ぶ場を持ちたいと考える。					
(6) 連絡会		評価	後期	評価	備考
・サービス管理責任者 事業所連絡会(年に2回)		×		×	→松本、塩尻、安曇野の3つのエリアで連絡会を実施し、行政・事業者間の情報共有や連携を促進している
・居宅介護事業所連絡会(3～4ヶ月に1回程度)		×		×	
・指定特定相談支援事業者連絡会(1～2カ月に1回)		○		○	
(7) その他		評価	後期	評価	備考
・当事者プロジェクト以降の取組の検討		×		×	→基幹センターのコーディネーターが講師として対応している。 →相談体制の課題では、基幹センターの人材補充、行政・総合相談・基幹センターの役割分担等の課題を整理し、後期の課題として位置付けている。
・国、県等主催の障害福祉関係研修における演習講師への協力		○		○	
・計画相談支援を行う事業者(相談支援専門員)を増やす取組を、関係機関と連携して行う		○		○	
・松本圏域における相談支援の人材育成ビジョンづくりに向けた検討を、関係機関と連携して行う		×		×	
<p>・コロナウイルスによる社会情勢の変化、スタッフが定数に満たない状況、スタッフの変更と不測の事態が続く中でセンターの開設であったが、できるところから無理をせずに幕を開けた半年であった。</p> <p>・地域課題に取り組む基幹センターとして、強度行動障害のある人の地域生活支援を考えるという点では、事業者・行政と協働して資源開発の検討が進められ、一定の成果をもたらすことができたと考えている。具体的な予算化まで検討され、第6期の障害福祉計画に位置づけされることを期待する。</p> <p>・相談体制という点では、いくつか課題が出ている。基幹の人材補充、行政・総合相談・基幹の役割分担、さらには地域協議会PJの検討から出てくる役割の検討である。課題を整理し、地域の事情に合わせた体制整備を改めて考えることを後期の課題として位置づけ、協議していきたいと考える。</p>					

■日時 令和3年2月3日(水) 13:30~15:00 ■場所 松本圏域障がい者総合相談支援センターあるぷ
 ■実施者 安曇野市福祉課障がい福祉担当係長 深井 恵子 ■対応者 所長 寺島 康一
 ■実施者 麻績村住民課健康福祉係長 高野 寿美 コーディネータ 茅野 沙野香
 評価欄の記入 [○実施できた・△実施したが、課題が多い・×実施できなかった]
 後期欄の記入 [後期に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1. 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標

事業目標	評価	後期	評価
(1) 障害者相談支援事業の実施 ・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。 ・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。 ・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	○		○ 障がい者の権利擁護のため、本人の持っているストレングスを大切に、丁寧なアセスメントに心がけ実施している。 ○ 居住、不動産関係、金銭管理、成年後見等など、専門的な支援が必要な場合が多いため、司法書士やまいさば、かけはし、安曇野後見センター等の関係機関との連携を取っている。 後期も継続していく。 ○ 新型コロナウイルス感染症対策により、各会への参加が叶わなかったが、連絡を取り合っている。 ○ 不登校の当事者や親の会は、感染対策を講じながら開催に向けて動き始めている。ここへ参加しバックアップしていく予定。安曇野市のひきこもり家族交流会等へは参加できている。 今後要望があれば、あるぷ主体の集まりも計画したいと考えている。 ○ 関係機関との連携を大切にチーム作りに取り組んでいる。 ○ 市と総合相談、基幹との相談のすみ分けができてきている。また、相談の引継ぎ等順調に行っている。 ○ 相談支援専門員が参加する安曇野市ケアマネジメント連絡会を開催し、困難ケースの検討等により、相談支援の向上に努めるとともに、関係機関の連携強化を図っている。
(2) 相談支援体制の充実 ・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。 ・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	○		○ 月1回開催の安曇野市ケアマネジメント連絡会において、各相談支援専門員等への助言等を行っている。 ○ 基幹相談支援や機能強化コーディネータの役割を活用し、地域課題の掘り起こしなども行っている。 ○ 総合相談として、モニタリング時やサービスに乗らない人への支援も行っている。 ○ 総合相談支援センター連絡会(3か所+らいと)を2か月に1回開催し、全職員が参加している。 ○ 圏域の移行支援事業所の連絡会(mash up)への参加や就労アセスメントへの支援等を通じ、連携を図ることができている。
(3) 関係機関との連携強化 市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	△	◎	○ 3村連絡会を定期的に開催し情報共有を図っている。社会資源の開発・改善については、3村共同での実施について模索しており、ここでの課題をいかに自立支援協議会へつなげていけるか、総合相談としての関わり方が重要であり、課題でもある。 ○ 福祉以外の機関との連携を積極的に進め、福祉を社会全体の中で捉えるよう努めていく。 ○ 事業所の横のつながり強化のため、安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会を立ち上げ活動が始まっている。今後は、事業所の実態把握も見据え、福祉サービス事業所連絡会の立ち上げと支援について検討している。
○各連絡会の活用・活性化に向けて ○各関係機関との連携強化			

3 コーディネーター事業

事業目標	評価	後期	評価
・基本相談(初期相談)及び継続相談、困難ケースの支援を実施します ・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。 ・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○		○ 役割分担をしながら実施できている。 (者担当2人、児担当1人、機能強化Coとの連携) ○ 地活C利用者、困難ケース、8050ケースへの継続的な支援が増加している。 ○ 件数の把握を行い、傾向と分析につなげ、ケースの整理を実施していただきたい。 ○ 機能強化Co等により、広報支援ができている。
○個別相談の傾向と分析・地域課題の整理			

4 重点的取り組み

事業目標	評価	後期	評価
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等(ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン)の体制強化を行います。 ・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。 ・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに行っていきます。	○		○ 困難事例等の検討会を月1回行っている。状況に応じて、グループ・スーパービジョンを行っている。 ○ 外部研修についても、予算を確保し必要な研修に参加している。(今年度は、新型コロナウイルス感染症によりあまり参加できていない。) ○ また、圏域担当の県発達障がい者サポート・マネージャーに月1回来所してもらい、専門的な学習と情報の共有をしている。 ○ 個別ケース対応や学習等を通じて得た地域課題等について、関係機関と連携して共有を図っている。

5 その他の事業	評価	後期
(1) 長野県障がい児等療育支援事業		
・療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。	○	
・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。	○	
・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。	○	
・保護者向け、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をしていきます。	×	◎
・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。	○	
・親の会との連携を図ります。	△	◎

評価	
○	①あるぶの設置場所が、安曇野市の子ども発達支援相談室や保健師等の拠点部署と同じフロアにあるため、常に情報を共有しながら対応できている。子どもに関する相談は、主として療育支援Coが担当しているため、専門性を発揮した対応ができています。
○	総合相談として個別支援会議への出席、学校からの相談等を受け、連携を取りながら支援している。
○	安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会の立ち上げができ、総合相談としてのバックアップ体制が整った。
○	②コロナ禍により集合での研修等は行えなかったが、資料配布等代替えによる情報提供、連携に努めた。
○	上記①と同様。
○	上記②と同様。

・外部専門家への委託については、感染症の影響で日程調整が難しい状況となっているが、各関係機関から派遣要請に逐次対応を行った。優先度の高いケースを主として後期についても引き続き調整を行っていく。
 ・昨年度から設立準備を行っていた、安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会の立ち上げが実現できた。
 ・事業所同士の横のつながりを作るとともに、行政を交えた連携体制の構築や、情報共有、研修等、機会の提供等に取り組んでいきたい。
 ・研修会の開催、親の会（保護者会）への出席については、資料配布等により代替えを行った。今後については、感染拡大状況に応じて検討していく。

(2) 長野県工賃アップのための福祉就労強化事業	評価	後期
・事業所が県目標工賃に向かう取組を支援します	○	
・共同受注・共同販売の強化支援し、地域工賃アップ促進を図ります。	○	
・工賃向上策定検証と事業所間連携促進のため、セミナー等を開催します。	△	◎
・農業者と障がい者就労施設を付けて、就労の場の創出・拡大を図ります。	◎	

○	コロナ禍において、各事業所とも工賃が減少する中、JAや企業との協力を得て、農福連携を目的にして就労の場の創出等の調整を積極的に行った。
○	各事業所への丁寧な聞き取りにより、状況把握に努めるとともに、この現状にどのように対応するか等の具体的な支援を行っている。
○	セミナー等は、コロナにより実施できていないが、今後の状況により実施の有無や方法について判断していく。
○	現状に合わせた柔軟な対応や支援を行っている。

・農福連携の目的を兼ね、障がい者就労の場の創出・拡充を重点に調整を行った。
 ・感染症の影響で各販売会の中止（10月現在）、工賃向上策定検証と事業所間連携促進のためのセミナー等の開催が行えていない状況である。

6 各センター企画事業	評価	後期
・児童事業所連絡会を立ち上げ定期的に事業所連絡会を行っていきます。	○	

○事業所連絡会立ち上げ（児童事業所連絡会）

評価	
○	安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会の立ち上げが完了。今後の活動や各機関との連携から、新たに生み出されることに期待する。

【前期の所見と後期への課題】

＜あるぶ全体＞
 ①児童養護施設、普通高校等から卒業後（地域移行）に関する相談が増えている。内容としては、就労、居住に関する相談である。各関係機関の関りは多いと感じているが、自己決定支援の難しさ、社会資源の不足から必要としているサービスを受けられるか不透明なケースがある。各研修等通し、研鑽を積んでいくと共に地域課題の整理、社会資源の開発に向けて、関係機関との連携強化を図っていく。
 ②新型コロナウイルス（感染症）の影響が続いている中、今まで、面談等、繰り返しアセスメントを行ってきたが、影響が今後、続いていく事を視野に入れると、アセスメントの方法や会議（WEB会議）の持ち方、出席についても検討していく必要性がある。
 ③4月より基幹相談支援センターの立ち上げにより、圏域全体としての役割が明確化された。その中で総合相談支援センターとしての機能として、個別相談に対する専門性の強化、個別相談・個別ケースから見い出される地域課題の整理の検討を行った。地域自立支援協議会プロジェクトが立ち上げる中、地域課題に向けて、三村連絡会を踏まえ、三村と安曇野市における、協議の場を検討していきたい。

評価
 ①これまでサービスを利用していない人からの相談が増加している。就労や居住、生活の場等を伴う複合的な相談に対応するため、より一層の関係機関との連携が求められる。コロナにより他県等から移住してくる住所地特例のケース対応もある。また、確定診断前の発達障がいと思われる不登校やひきこもり者への支援の増加している。サポマネとの連携が欠かせない。あるぶの役割を明確にする必要がある。
 ③行政との協議の場の確保、定期的な実施に努める必要がある。
 ○全体として
 限られた人数で、多岐にわたる相談対応や団体等の支援を丁寧に行っている。他機関ともよい関係を保ちながら連携を取り、支援につなげている。総合相談Cとして、ケアマネジメント連絡会の開催や、新たに障がい児通所支援事業所連絡会を立ち上げるなど、地域の相談支援の中核としての役割も担っている。今後関係機関と連携しながら、事業の遂行をお願いしたい。

■日時 令和3年1月27日(水) 13:30~15:00 ■場所 松本圏域障がい者総合相談支援センターWish

■実施者 松本市障害福祉課 課長補佐 澤田 昌宏 ■対応者 所長 川上 巧

評価欄の記入 [○実施できた・△実施したが、課題が多い・×実施できなかった]

後期欄の記入 [後期に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1. 基本方針		評価	後期
障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。			
2. 事業目標		評価	後期
(1) 障害者相談支援事業の実施			
<ul style="list-style-type: none"> 障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。 当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。 エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。 	△	◎	
(2) 相談支援体制の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。 ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。 	△	○	
(3) 関係機関との連携強化			
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	△	○	
<ul style="list-style-type: none"> 児も者も含め、強度行動障害の方の支援をしていく中で、松本圏域内で生活出来る場所が見つからず、今だに圏域外で生活をしている。他、自宅で生活している方は日中通える場所も限られ、短期入所も出来ず、希望するサービスが受けられず、家族が疲弊し、日々切迫している。後期も地域の課題として、行政、関係機関と連携して考えていきたい。 児童養護施設退所後、グループホーム利用、福祉サービス利用ありきで卒業、退所のタイミングから逆算した支援者主体の相談がなされる場合が多く、ご本人に体験して考える猶予、その上での意思決定の時間を持ってもらうことが困難であり、昨年度から継続した課題であり、後期も関係機関と連携が必要である。障がいのある生活困窮者は増加しており、行政、ハローワーク、まいさほ松本、など支援機関から他に適切な機関が無い中でとりあえずWishへ相談が来ている。コロナ禍で、仕事を辞めることになった、仕事を探しているがない、収入が少なく生活に困っていると来所される方も増加。 			○
<ul style="list-style-type: none"> 自己評価の段階では、課題があるということで△としているが、課題について、総合相談支援センターの課題であるのか、それとも総合相談支援センター以外の課題であるのかを分けて評価をする必要がある。総合相談支援センターの課題であれば総合相談支援センターの改善点として評価は△でよいと思われる。一方総合相談支援センター以外の課題であれば改善を行うのは他の組織となり、総合相談支援センターの評価は○となると考える。 基幹相談支援センターは今年度から事業を開始しているため、基幹相談支援センター、総合相談支援センターの業務について、目標段階より整理されていない点があり、委託者(8市村)、基幹相談支援センター、総合相談支援センターで調整し整理していく必要がある。 			
3 コーディネーター事業		評価	後期
<ul style="list-style-type: none"> 基本相談(初期相談)及び継続相談、困難ケースの支援を実施します サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。 必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。 	△	◎	
<ul style="list-style-type: none"> 8050問題の典型的なご家庭が増えている。周囲からの相談のみで、ご本人が行政上、福祉の対象者でもなく、関わる事自体が非常に困難。生活困窮も含め、どこと連携して行けばよいのか分からないようなケースについて後期は関係機関と連携が必要と考える。 信濃学園退所後の方の行き先が無く、進路を見据えた支援が困難であり、圏域としての課題ではないかと考える。 障がいのあるお子さんを育てる母子家庭はコロナ禍で、休校や自粛→在宅時間の長時間化→母の経済活動の縮小→心理的、経済的にひっ迫。こうした相談が多かった。 			○
<ul style="list-style-type: none"> Wishの構成員は4人、所長兼コーディネーター1人、コーディネーター3人、初期相談から継続相談、困難ケースの対応を行っている。 サービス利用計画作成の対象外となる方について、関係機関と連絡調整を行い支援会議等を開催するなど中心的な役割を担っている。 対応の難しいケース等を中心に、必要に応じ市のケースワーカー、相談支援事業所等と調整を行い、サービス利用計画作成の支援を行っている。 			
<ul style="list-style-type: none"> 年度当初は基幹センターに移動した職員からの引継期間であったが、前期後半は引継めどが立っているものと思われる。 8050問題や障害者を含めた家族の経済的な支援の問題等、障害福祉の分野では対応が難しいケースが増えてきていると考えられる。 			

4 重点的取り組み	評価	後期	評価	備考
<ul style="list-style-type: none"> センター内の質の向上として、スタッフ研修等（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。 個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるような意識をしながら取り組みます。 地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに進めていきます。 	○		○	朝のミーティングの際に相談対応や予定の情報共有、月2回のスタッフ会議の際に事例検討、研修等の報告等を行い総合センターの体制の強化を図っている。
	△		△	Wishの場合は相談件数が多く、その中から地域の課題を整理することは大変な作業と思われる。
	×	◎	△	令和2年度から地域生活支援拠点事業が始まっているが、基幹相談支援センターと総合相談支援センターとの業務の分担が明確でないと考えられる。委託者である市村と調整が必要と考える。
5 その他の事業	評価	後期	評価	備考
<ul style="list-style-type: none"> 療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。 特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。 児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。 保護者向け、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をしていきます。 各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。 親の会との連携を図ります。 	○			
	△	◎	△	新型コロナウイルス感染症の影響、基幹相談支援センターの開始によるコーディネーター人員の異動等により、総合センターの活動を軌道に乗るのが大変であったため、特別支援教育コーディネーターの先生方との連携や児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所まで対応が難しかった。療育支援事業の充実に向けた取組、研修会の計画、各市村の関係機関等の連携は取り組むことができています。
	△	◎	△	
	○			
	○			
	△			
<p>・松本市療育ネットワーク会議では、支援者が情報提供の際に活用できるように児童発達支援事業所等の特色をまとめた一覧を作成している。まだ作成途中ではあるが、反響があるため上手に活用していきたい。また後期それぞれの事業所の課題抽出やスキルアップにつながるような場となるよう企画していきたい。</p>				
6 各センター企画事業（Wish）※各センター任意表記	評価	後期	評価	備考
<ul style="list-style-type: none"> 本人活動「りんご会」の実施をしていきます。 はっぴいペーパーの製作および発信をしていきます。 Wish主催の親の集まり（たんぼほ親の会）を実施していきます。 	○		○	「りんご会」の実施を行っています。
	○		○	はっぴいペーパーについては毎月発行しています。
	○	◎	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、4・5月は改正できなかったが6月から改正できるようになった。
<p>・Wishで主催している親の会はコロナの影響で4月5月は中止にしていたが、6月には新規を含めた20名の参加があった。学校からの紹介も多くなってきた印象がある。親の会では、きょうだい関係の悩みや、家庭でのルール作り、本人の主体性の育ちをどう支援したらいいかなどの声が上がった。親のつどいも多くの参加があった。後期もコロナの様子も見ながら、できる範囲での保護者支援を行いたい。</p>				

【前期の所見と後期への課題】

<p>Wish全体のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度までのWishは有する多機能性を活かし、居住、退院、生活困窮、触法、ひきこもり、大人の発達障害、支援困難なケース、サービスに繋がらない方の直接支援など、様々な機関、当事者からの個別相談に対応してきた実績があるため、今年度の体制でも同等のものを求められた。結果的に各スタッフに過負荷となっており、個別ケースにあたる人員不足、体制として縮小だったことが前期に顕在化している。新規相談は随時あるので対応せざるを得ない状況をどう整理、改善していくか後期の課題である。 基幹相談支援センターと同事務所にある事、スタッフも一部昨年度と被っている事で、役割分担、物理的な線引き、どのような整理が必要なのか、役割が明確化されると思われたが、前期もこの案件に時間を割く状況があり、後期～来年度の課題であり、圏域の相談体制にかかる課題と考える。 前期ケースが増加する中で、支援機関へつながりはあるが、本人が面談希望しているため継続相談をしている方も多く、増えていく要因と考える。モニタリング期間の合間の相談や、サービスに該当しない事柄、家計や借金相談など本人のニーズは様々であり、個別対応している状況である。
--

1. 基本方針
障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標	評価	後期	評価	意見
(1) 障害者相談支援事業の実施 ・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。 ・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っています。	○		○	ボイスエリアにおいては福祉サービスに関することや就労に関する相談が多かった。新型コロナウイルス感染症流行による心身の不調の訴えや生活困窮に関する相談は少なかったが、グループホームを運営する事業所から、感染者が確認された場合の対応について相談がいくつかあった。強度行動障害児者の受け入れ先の確保について、地域資源がないため困難であったが、自立支援協議会等への働きかけにより協議会内でのプロジェクト立ち上げにつながった。市村が虐待ケースとして判断し保護したケースや、緊急事態が発生したケースの施設探しやその後の支援の組み立ての助言をし、計画相談担当者のバックアップをした。
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実施し、チーム作りを行います。	○		○	自己決定支援を念頭に置いて取り組んでいる。家族を含めたチーム作りには、障がいへの理解や受容するまでの説明等努力をかけて行っている。
(2) 相談支援体制の充実 ・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。 ・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	○		○	相談支援専門員の資質向上を図るため、モニタリング会議を開催したほか、事業所又は行政、相談支援専門員からの求めに応じバックアップを行っている。
(3) 関係機関との連携強化 市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	○	◎	○	塩尻地域ケアマネジメント連絡会において、事例検討を重ね参加者個々のスキルアップを図っている。また参加者数も多く、連携強化や情報共有の場にもなっている。その他、朝日村・山形村連絡会を2月ごと開催し、その地域の事業所との情報共有と事例に対するスーパーバイズを行っている。
	△		△	新型コロナウイルス感染症流行の影響もあるが、当初計画していた居宅介護事業所の連絡会が開催できなかった。圏域の課題である重度訪問介護を充実させるという点からも、次年度は取り組んでいただきたい。

3 コーディネーター事業	評価	後期	評価	備考
・基本相談(初期相談)及び継続相談、困難ケースの支援を実施します	○	◎	○	職員構成は3名。基幹相談支援センターからボイスエリア担当として機能強化コーディネーター1名配置、所長兼コーディネーター1名、コーディネーター1名。サービス利用に至っていないケースや困難ケースを機能強化コーディネーターが受け持ち、個別ケースは各コーディネーターが担当している。夜間や休日の相談には留守番電話で対応している。
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	○		○	サービス等利用計画作成の対象外となる方については、関係機関との連絡調整をし、必要に応じて支援会議等を開催するなど中心的役割を果たしている。
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○		○	必要に応じて、利用者、相談支援専門員、サービス提供事業所、行政との調整を行い計画相談作成業務の支援や補完を行っている。

・前期は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度当初は相談が少ない状況であった。その後、ボイスでは相談が増えることはなく前期を終えている。
 ・相談内容は多岐にわたるが、福祉サービスに関すること、就労に関することでの相談が多かった。就労に関する相談では、本人の意思決定を大切に、働く場の選択ができるように支援をしてきた。
 ・就労経験はあるものの福祉サービス利用を選択される方の相談、在学中の方の進路の相談、離職後の相談等、「働きたい」きっかけやその後の選択は様々であり、その思いに沿った支援をした。
 ・継続的にかかわっている方の相談や困難ケースの相談においては関係機関との連携をしながら、それぞれの役割を果たしながら支援していくことができた。

4 重点的取り組み		評価	後期	評価	意見
<ul style="list-style-type: none"> センター内の質の向上として、スタッフ研修等（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）の体制強化を行います。 個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。 地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに進めていきます。 	○		○	○	毎朝のスタッフミーティングの中で、前日までに受け付けた相談対応や支援方法、当日の個々の予定等の情報共有がされている。また、月1回のスタッフ会議では参加した研修等の情報共有を行っている。
	○		○	○	月1回事例検討会を開催し、多様な相談や課題に対応できるよう技能の研鑽
	△		△	△	令和2年度から地域生活支援拠点事業が始まったが、人員の欠員や新型コロナウイルス感染症流行による一部事業の未実施があり、機能としては不完全なままである。その点については行政の責任のもと解決させる必要があるが、事業を運営する過程で各センターの機能を明確化し、「分担する業務」と「連携して行う業務」とを洗い出していきたい。
5 各センター企画事業		評価	後期	評価	意見
<ul style="list-style-type: none"> 塩尻市療育ネットワーク会議の開催 塩尻市居宅介護事業所連絡会の開催 	○		○	○	9月と11月に開催している。行政担当課、学校、障がい児福祉サービス提供事業所等に参加していただき、情報共有や課題になっていることの共有を行った。今後は各市村の子育て担当課にも参加を呼び掛けていきたいとのこと。
	×		◎	×	新型コロナウイルス感染症流行の影響で開催できなかった。
<ul style="list-style-type: none"> 企画事業では、療育ネットワーク会議を開催し、コロナ禍での行政機関・児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれの影響等を共有したのち、児童発達支援を利用している方のライフステージを見据えた関係機関の連携について課題共有をおこなった。 居宅介護事業所連絡会については未開催の為、後期に実施予定としている。 					

【前期の所見と後期への課題】

<ul style="list-style-type: none"> 後期優先的に取り組む内容としては、基本相談の実践のなかでチーム作りをしていくこと、ケアマネジメント連絡会等の開催を通じ関係機関との連携強化を図り圏域の相談支援体制の整備に努めること、初期相談及び継続相談や困難ケースの支援の実施を考えている。 総合相談支援センターの機能として個別ケースの対応をこれまで以上に取り組んでいきたい。そのために、センター内でのケース共有の方法を検討し、関係機関との連携を強化できるようにしていくことが課題である。月1回のスタッフ会議、月1回の事例検討を実施しているが、それらのセンター内会議の内容についても見直しをし、効果的に事例検討できる体制を検討していきたい。
--

令和3年度 松本圏域自立支援協議会の年間予定

月	自立支援協議会	幹事会	専門部会 プロジェクト
4			4/21 地域移行部会 4/22 暮らし部会
5		5月下旬 第1回幹事会	
6	6月下旬 第1回協議会		
7			
8		8月上旬 第2回 幹事会	
9			
10		10月中旬 第3回幹事会	
11	11月上旬 第2回 協議会		
12			
1			
2		2月上旬 第4回幹事会	
3	3月中旬 第3回協議会		